

・ 放置違反金について
道路交通法の一部改正
 平成 18 年 6 月 1 日から
 違法駐車取締りが変わりました

放置違反金制度

駐車違反の標章が取り付けられた車両について、運転者が出頭しない、反則金を納付しないなどの場合は、その車両の使用者に対して放置違反金の納付が命ぜられます。

放置違反金制度とは、駐車違反をした運転者の特定が難しいという問題に対処するため、車両の運行を管理する立場にある使用者の責任を強化し、運転者に対して放置駐車違反の責任追及を行うことができないときは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずることができるという制度です。

車両の使用者とは、車両を使用する権限を有し、その運行を支配し、管理する者であり、通常は自動車検査証に記載された使用者となります。

放置駐車に対する処分の流れ

放置駐車違反		
↓		
確認標章の取付け (警察官又は民間の駐車監視員)		
↓		↓
運転者の責任が追及できる場合 (運転者が出頭)		運転者の責任が追及できない場合 (運転者が不出頭)
↓		↓
運転者に対し反則告知・通知		使用者の責任追及
↓	↓	↓
反則金を納付	反則金を納付しない	→ 使用者に対する弁明通知
違反点数 駐停車禁止違反…3点 駐車禁止違反…2点		↓
		放置違反金の納付命令
		↓
		納付
		↓
		↓
		車検拒否
		督促・滞納処分 (差し押さえ)